

## 心臓移植希望者（レシピエント）選択基準について

### 1. 現状

心臓移植希望者（レシピエント）選択基準（以後、「レシピエント選択基準」）は、平成9年に制定され、それ以降、医学的適応、組織適合性等の医学的見地から移植の実効性を担保し、移植機会の公平性を確保するための基準として運用されてきている。

レシピエント選択基準は、制定後、臓器移植法の改正や、医学の進歩、心臓移植の実績の積み重ねにより、心臓移植の基準等に係る作業班（以後、「心臓作業班」）、臓器移植委員会での議論を経て、過去5回の改定が行われている。

### 2. 改定の経緯（日付は健康局長通知発出日）

○平成13年7月30日

虚血許容時間、親族、ブロックの取り扱いについての改定

○平成17年1月20日

医学的緊急度の定義における強心薬の規定に関する改定

○平成22年1月14日

親族優先提供に関する改定

虚血許容時間の取り扱いについての改定

○平成22年10月15日

臓器提供者（ドナー）が18歳未満の場合の18歳未満の移植希望者（レシピエント）への優先提供に関する改定

年齢、血液型、待機期間の取り扱いについての改定

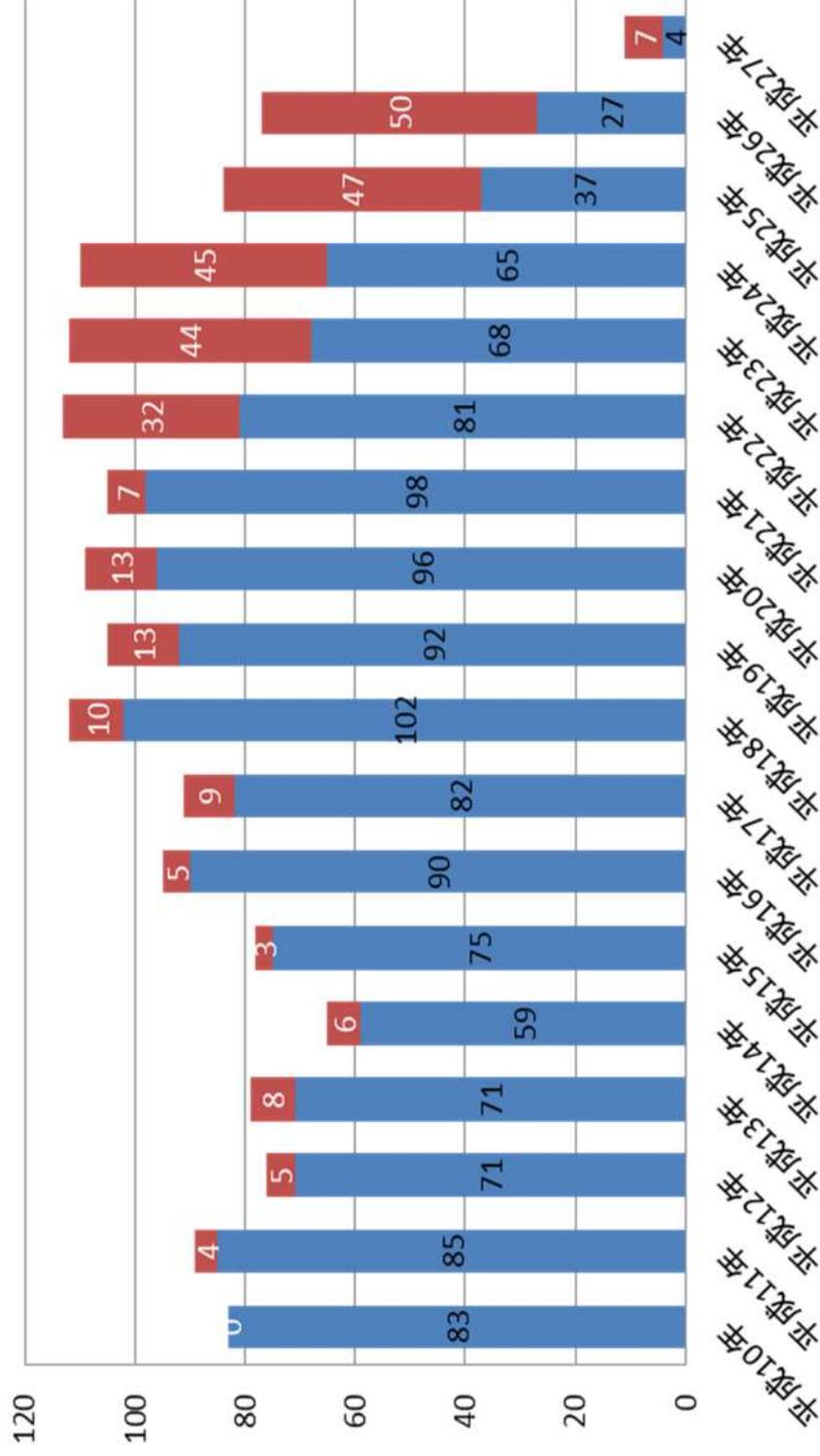
○平成24年11月9日

移植希望者（レシピエント）の年齢の上限の拡大（60歳未満⇒65歳未満）に伴う、年齢、具体的選択方法についての改定

# 臓器提供者数の推移(年別)

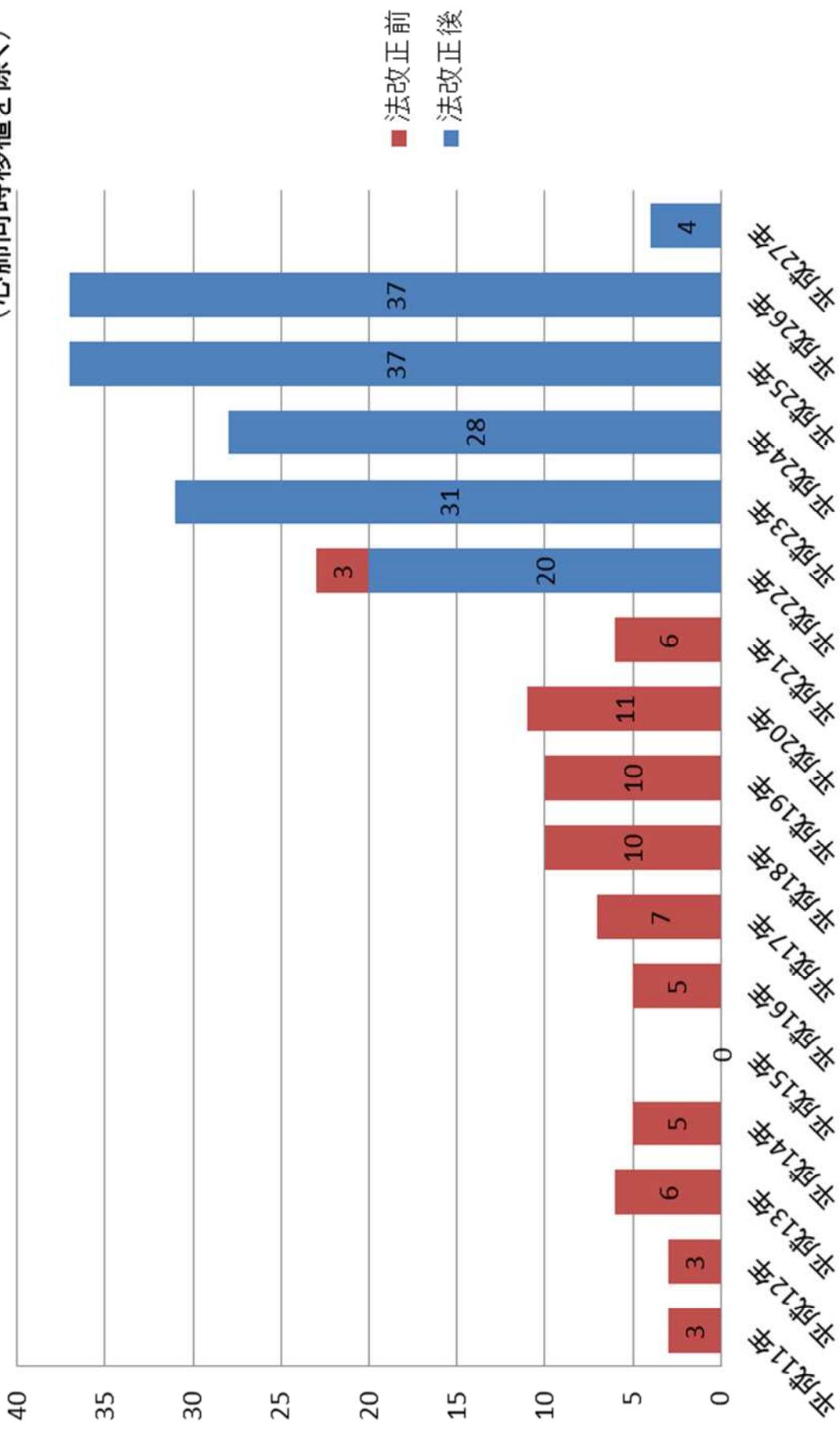
※平成27年1月31日現在

■ 脳死 (提供可能臓器) 心臓、肺、肝臓、脾臓、腎臓、小腸、眼球(角膜)  
■ 心停止 (提供可能臓器) 脾臓、腎臓、眼球(角膜)



# 心臓移植件数の推移(年別)

※平成27年1月31日現在  
(心肺同時移植を除く)



臓器提供から移植への流れと  
ドナー適応基準・レシピエント選択基準  
との関係(現状)

(各学会の自主基準(移植関係学会合同委員会))

